

続・信販会社による所有権留保に関する最判平22年6月4日と最判平29年12月7日に基づく三者関係の構造に関する考察

田村 耕一

はじめに

- 一 独自スキームと解した場合の考察
 - 二 保証制度内での考察
 - 三 問題点の分析と評価
- おわりに

はじめに

最高裁平成22年6月4日判決民集64巻4号1107頁(以下「平成22年判決」という)は、信販会社は、自動車の販売会社が留保する所有権を合意に基づき取得した場合において、所有者としての登録がなされていないときは、留保する所有権につき別除権として行使することは許されないと判示した。その後、最高裁平成29年12月7日判決民集71巻10号1925頁(以下「平成29年判決」という)は、「おわりに」で述べる新約款について、「保証人による法定代位であること」及び「登録がある以上は破産債権者に不測の影響はないこと」を挙げた上で、平成22年判決とは事案が異なると明確に述べた。

両判決については、拙稿「信販会社による所有権留保に関する最判平22年6月4日と最判平29年12月7日に基づく三者関係の構造に関する考察」広島法科大学院論集14号95頁（以下「拙稿」という）において、三者契約の考えられる構造（根抵当類似構成、担保譲渡構成、第三者債権被担保債権構成、担保設定権限付与構成、追完構成）を提示した。そして、問題は信販会社が販売会社から担保を取得する構造であり、何れにせよ原債権も移転すると解するを指し示した。

平成22年判決は立替方式の事案であり、立替方式であれば、契約成立時に立替払と代位が起り、被担保債権・原債権と担保のために留保された所有権は販売会社から信販会社に移転する。しかし、保証方式の場合、留保された所有権は契約成立時に販売会社から信販会社に移転するものの、被担保債権・原債権は信販会社による保証債務が履行されて代位が起るまで販売会社に留まっている。平成29年判決は保証方式であり、この点については何ら触れていないものの、問題が生じ易い構造と考えられる^①。そこで、本稿では、拙稿に引き続き、信販会社が販売会社から担保を取得する構造につき、保証方式を念頭に、三者間による「合意による担保移転」の独自スキームと捉えた場合、及び、完全に保証制度内で捉えた場合につき、引き続き検討を行うものである。

なお、一般に平成22年判決の当時は合意による担保移転として法定代位をあたかも排斥するかのよう^②に分析されたものの、平成29年判決によって、平成22年判決は法定代位を排斥するものではないと妥当な理解となったように思われる。しかしながら、平成22年判決がいう「合意による担保移転」を法定代位と両立すると解したとしても、その両者の関係自体は明らかになつていないわけではない。即ち、平成22年判決は両者が別個独立で影響を与える関係にない、つまり法定代位とは別の独自の担保契約に関する判断であれば、法定代位に基づき原債権のみの行使が可能となり、結論として平成29年判決と同じとなる。そして、両者が関連する、つまり合意による担保移転とは法定代位に関する

特約又は関連する合意であれば、その特約又は合意部分に関する判断となり、原債権については結論として平成29年判決と同じとなる可能性がある。したがって、この問題を検討するためには、両者の関係、具体的には、法定代位（制度）を前提とする「合意による担保移転」が、どのような趣旨・目的で合意され、どのような内容を有するのかを探求する必要がある。そこで、本稿では、「合意による担保移転」と法定代位の関係について、次の点に留意しつつ、検討する。

第一に、「実態と採用された法形式」という視点である。例えば、不動産のサブリースが問題となった当初において、これは共同事業や組合であり採用された法形式である賃貸借契約に関する法理の適用は適切なのか、という点が問題となった。三者関係についても、実態と形式の双方から検討する必要がある。

第二に、「制度や条文を前提とする合意の解釈」という視点である。例えば、手付の解釈においては、解約手付の条文を前提とする合意解釈が行われる。したがって、当事者が明確に違約手付の合意をしていても、条文を排斥する明確な合意がない限り、解約手付の存在を前提とする違約手付の合意として、両者は併存すると解釈される。同様に解すると、法定代位を排斥していない合意による担保移転の合意は、どのように法定代位と整合的に解されるのか。

第三に、「他の制度・他の債権者との関係」という視点である。例えば、相殺においては、法定相殺のために期限を到来させるべく予め期限の利益喪失特約が合意されることが多い。この合意については、差押制度の潜脱及び対立する債権を有する当事者の利益は他の債権者に比べてどの程度保護されるのが適切か、という視点で検討された。合意による担保移転が法定代位と整合的に解されるとしても、他の制度との関係及び他の債権者への影響を確認しなければならない。

一 独自スキームと解した場合の考察

自動車製造会社と販売会社はフランチャイズの関係であり、販売会社は、買主から発注を受けた後に製造会社から自動車を購入することになる。したがって、まずは販売会社が自らの自動車販売に関する債権の管理と回収を行うことになる。しかし、製造会社としては、販売会社に自動車販売に専念してもらうことにメリットがあるため、販売支援助として、製造会社のグループ会社として信販会社を設立し、いわばアウトソーシングとして販売会社の債権管理と回収を引受けている。そして、販売後の自動車の状態を把握することができ、かつ、買主と継続的に接触を有するのは販売会社であることから、担保目的物と債務者の情報把握は販売会社に委託されていると解することができる。以上から、構築されるスキームとしては、信販会社が担保としての所有権を保持し、販売会社が自動車の登録名義を保持する、ということが適格的となる^③。そして、このスキームは、最終的には法定代位が起り信販会社の利益は当然かつ確実に確保されることを前提に設計されていたと解される。では、このスキームは法的にはどのように解することができるのか。

旧約款（保証方式）においては、「割賦販売契約・保証委託契約共通条項」として 1 条 1 項が自動車の所有名義人は販売会社とすること、2 項が自動車の所有権は契約の効力発生と同時に販売会社から信販会社に移転すること、3 項が信販会社は自動車の所有権を販売会社が有する売買代金債権（以下債権①）、部修代（将来債権：以下債権②）及び信販会社が有する求償権（以下債権③）、並びに他の売買・リース契約等から生じた債権（以下債権④）が完済されるまで留保すること、4 項が債権③④が完済された後に債権①（頭金）②が残っているときは信販会社から販売会社に自動車の所有権が移転すること、が定められていた。この「共通条項」を実質的には独立した担保契約と解し

た場合、その内容は、債権者を異にする債権群を被担保債権として一個の物を共通の担保とする合意である^①。したがって、債権群の共通担保として権利義務が有効に設定されているかどうかが問題となる。

まず、他の債権者に先立って債権の優先弁済が認められる根拠は、合意と対抗要件となる。合意の正当化根拠として、民法の各制度と条文との関係をみると、債権①については動産売買の、債権②については動産保存の先取特権が挙げられる。債権③については法定地位が挙げられる。債権④については、いわゆる拡大された所有権留保となる。債権①②③については、制度上は結論的に認められることを独自に合意しただけであり、制度を明確に排斥する合意はないため整合的に理解することはできる。しかし、債権④については純粹な担保契約となる。また、対抗要件については、債権①②③は不要と解しても、債権④については問題となる。そして、これらの債権群をまとめた上での一個の物について共通の担保とする契約であれば、「まとめて扱う」という意思内容を反映する必要、つまり債権を個別に判断することができず、とりわけ債権④の存在から、債権群の共通担保として有効に権利義務が設定されていると評価するためには、対抗要件が必要となる。

次に、債権①に関する債権者と担保保持者の相違（ズレ）がある。まとめて扱うことを認める場合は当然に生じる問題でありかつ肯定することになる。しかし、否定する又は問題の本質を債権①と捉えるならば、この点が問題となる。保証債務履行前の状態では、買主が支払を継続する間は原債権が販売会社に帰属する。しかし、その間は販売会社から信販会社にいわば先行的に所有権が移転されている（そして、常に保証債務が履行されるわけではない）。債権①に関しては、いわば債権者と担保保持者を分離する合意とも捉えることができる。信託法で規定された担保権信託とも異なる状態であり、公示の手段も整備されていない。

そして、同様に債権①に関しては担保保持者と名義人の相違（ズレ）がある。保証方式では、信販会社に所有権が

移転するにもかかわらず所有名義は販売会社に残される。まず、信販会社による保証債務履行前は自動車の所有名義を販売会社に残す点では、被担保債権（原債権）と對抗要件は一致する。仮に被担保債権の債権者と担保保持者を分離する合意自体は学問的に可能だとしても、被担保債権の債権者（販売会社）が担保保持者（信販会社）のために担保の名義を保持することの可否及び是非並びに可能として第三者に対してどのような効力を有するのか、が問題となる。次に、保証債務が履行された後は、代位が生じた後の付登記前の状態であり、その後登録名義が変更されなくても被担保債権群につき一部代位と弁済と同様の状態であり、特に問題がないようにも思われる。しかし、債権群を構成する各債権の優先弁済の根拠と代位制度は直結するわけではない。

以上から、債権群を被担保債権としてまとめて扱うこと、原債権者と担保保持者の相違及び担保保持者と登録名義人の相違の合意が現行制度や条文から肯定されるか、並びに他の制度・他の債権者との関係が問題となる。この点については、三で検討する。

二 保証制度内での考察

形式から検討する際は、旧約款の共通条項は、売買と保証の制度や条文によって認められるものを文字どおり一カ所に記載したと解されることになる。したがって、各債権ごとに権利義務が有効に設定されているかどうかで効果が決せられることになる。

まず、他の債権者に先立って債権の優先弁済が認められる根拠は、債権①③については、法定代位を確認するものとなる。債権②④については、一で述べたことが妥当することとなる。債権②は債権①に従たる債権として付随的に保護されるかどうかの問題となり、債権④は独自の担保合意として独自に対抗要件が要求されることになる。したがっ

て、何れにせよ、代位制度で確保されるに不適格な債権のみが優先弁済効を否定されることになる。

次に、一で述べた債権①に関する債権者と担保保持者の相違はどうか。保証債務履行前では、契約時に停止条件付合意や予約を予め合意することで趣旨を明確化することは可能である。しかし、条件や予約の形式で明確に合意していない場合に、単純な権利移転合意のみで条件や予約と解するのは些か無理であろう。代位に先行する担保の移転合意は、保証制度を前提に整合的に解するならば、どのように解することになるのかが一と同様に問題となる。

そして、一で述べた債権①に関する担保保持者と名義人の相違はどうか。保証債務履行後の問題は根拠が法定代位であるから整合することになる。保証債務履行前では、担保保持者が担保を実行するには原債権の帰属が必要であるならば、保証債務履行前に原債権が帰属する販売会社が名義人となっているのは、むしろ信販会社は担保の実行ができないことが意図されかつ公示されていることになる。したがって、合意内容が的確に反映されている⁶⁾。しかし、この合意も保証制度との整合的理解及び他の制度・他の債権者との関係で、どのように解することができるのかが同様に問題となる。

以上から、一と同様に、原債権者と担保保持者の相違及び担保保持者と登録名義人の相違に関する合意の解釈並びに他の制度・他の債権者との関係につき、三で検討する。

三 問題点の分析と評価

1 「独自スキームと解した場合の考察」について

第一に、債権群をまとめて扱う合意については、拡大された所有権留保との関係で当該売買契約から生じる債権以外
の債権を被担保債権とすることの可否が問題となる⁷⁾。当事者間での合意は可能としても、そもそも被担保債権を公

示する方法がない。したがって、仮に対抗要件を具備したとしても、目的物につき売買代金債権を超える額の価値を優先的に把握することはできないのではないか。したがって、拡大された所有権留保の合意は、売買代金完済後に譲渡担保とするための合意と解するのが適当と思われる。そうすると、他の制度・他の債権者との関係からは、信販会社の有する所有権につき、登録名義を販売会社に残すことは譲渡担保に関する理論からすると対抗力がない扱いとなる。

第二に、債権①に関する債権者と担保保持者を分離する合意については、被担保債権の債権者と担保保持者の分離を認めるべきではない又は同一人に帰属する方向で解釈すべきであるとすれば、将来生じるかもしれない債権③及び債権④の担保として、契約成立時に信販会社が所有権の移転を受けると解することになる。この解釈では、債権①に関する被担保債権者と担保保持者の分離問題は被担保債権群の優先弁済の順位で解消されることになる。しかし、この場合は、信販会社の求償権を担保するための独自の合意となり、代位による合意の正当化との関連性は薄くなる。他の制度・他の債権者との関係からは、やはり対抗要件が必要と解される。

第三に、担保保持者以外の者を登録名義人とする合意については、被担保債権を債権③④と解する場合、被担保債権の債権者と担保保持者の分離は生じないが、販売会社の名義保持が債権②を理由として許されるか、又は、信販会社の債権③④のための名義保持（いわば名義信託）が許されるか、という問題となる。立替方式でも同じ問題が起り、「信販会社の債権①のための名義保持が許されるか」という問題となる。

	権利移転	被担保債権（債権①）	登録名義の状態
保証履行前	被担保債権分離	原債権は販売会社 (被担保債権は③④)	他人のための名義保持 (名義信託)
保証履行後	-	原債権は信販会社	付記登記前の状態
立替方式	代位の確認	原債権は信販会社	名義信託

特に債権群をまとめて扱う場合は代表者による名義と解することが可能であろう。しかし、他の制度・他の債権者との関係からは、最終的には信託法上の担保権信託のような実体法的な根拠と適切な対抗要件具備のための法制度がない以上は積極的に肯定しにくいと思われる。⁸⁾

2 「保証制度内での考察」について

第一に、債権①に関する債権者と担保保持者を分離する合意について、保証債務を履行したからこそ代位が起るという代位制度と先行的な担保移転の合意を整合的に解する場合、注意すべきは担保の移転は債権譲渡の方式で合意されているわけではないことである。これは、常に保証債務が履行されるわけではないため、販売会社に原債権を残しつつ信販会社に担保のみを移転させる意図だからである。そうすると、整合的な理解としては、まず、代位の効果の保全が考えられる。買主が支払債務を履行することができなくなれば、信販会社が保証債務を履行するのであり、販売会社自身が留保している所有権を行使して自ら債権を回収することは予定されていない。したがって、販売会社は自らのために担保を保持しておく必要はない。むしろ、信販会社が代位の効果を確実化しておくことが必要となる。代位制度では、担保を移転させることが主で、原債権はその手段として移転する。⁹⁾最終的な担保実行のためには債権の帰属が必要とすると、両者は最後に一致していれば良いことになる。したがって、原債権だけが代位によって移転し全体が追完されることを前提に担保のみを先行的に移転する合意について、被担保債権を伴わない担保のみの先行譲渡として不能若しくは虚偽又は代位制度と反すると評価する必要はない。

次に、整合的な理解においては民法504条が規定するいわゆる担保保存義務が注目に値する。買主が支払債務を履行する間、販売会社は信販会社のために担保保存義務を負う。しかし、既に述べたように販売会社は自ら債権回収

や担保実行は行わない。にもかかわらず、販売会社は 504 条の不利益を負う可能性を甘受することになる。そこで、担保のみを先行的に移転することで 504 条の不利益が生じる可能性を封じておくことは合理的な対応と考えられる。

以上から、原・債権・保持しつづ担保のみ先行的に保証人に移転する合意は、保証人による法定代位の効果の保全及び担保保持者の担保保存義務からの解放(又は実現)という点で保証制度と整合的に解することができる。そうすると、被担保債権の債権者と担保保持者の相違(ズレ)と評価する必要はない。では、以上の問題を代位効果の保全・504 条の特約として合意することは認められるのか。まず、代位及び 504 条は事前に対策を講じることができない個人の保証を保護するための法による(最低)保証と解される。¹⁰⁾したがって、法人保証において、単に制度・条文の内容を取引実態に合わせた形で実現する合意がなされただけであるから、理論的に説明は可能であろう。なお、保証債務履行後は代位後に付記登記がされる間の問題に類することになる。また、複数の債権につき一つの物を共通担保として利用する場合は、代位制度であれば、一部代位と弁済の問題に類する。原債権者から信販会社に登録を移さなければならぬ必然性はないように思われる。

第二に、担保保持者以外の者を名義人とする合意については、二で述べたように保証債務履行前においては合意内容が適切に反映された状態である。この合意も、同様に法定代位の効果の保全及び担保保存義務からの解放と解することで、単に内部的な先行的な処理に過ぎず対外的に問題があると評価する必要はないと解することができる。

第三に、以上の二点の問題における他の制度と他の債権者との関係については、実際上の問題は別として、理論面で検討する。¹¹⁾まず、買主の債権者が、保証債務履行前に、信販会社に所有権が帰属し販売会社に被担保債権と登録名義が帰属することを理由に自動車差し押えることができるか。担保権は債権回収のための権利であるから、販売会

社は、被担保債権と登録名義の一致を持って対抗することができると解して良い。このように解しても、買主の債権者にとっては、売主が与信する通常の所有権留保と同じく、代金を完済していない目的物に対する差押が認められないのであり不利益はない。

次に、販売会社の債権者が自動車を差し押え又は第三者が自動車を譲り受けた場合は、販売会社を起点とする多重譲渡の状態となる。信販会社が対抗するには、登録の変更が必要である。また、販売会社が第三者に原債権を譲渡した場合、登録名義があることを持つて担保としての所有権が随伴するののか。既に所有権は信販会社に移転済みであり、登録に公信力はない。販売会社名義の登録は虚偽表示でもないため94条2項の適用もない。したがって、所有権は随伴しないことになる。

さらに、信販会社の債権者が自動車を差し押えた又は第三者が自動車を譲り受けた場合、そもそも債権者が差し押え又は第三者が取得することのできる権利は担保としての所有権である。そして、このことは、販売会社による登録名義によって公示されている。また、所有権留保の場合は買主所有物ではないため、販売会社を起点とする二重譲渡となる。したがって、差押を実行する又は自動車の所有権を確保するには、対抗要件が必要となる。⁽¹⁹⁾この場合、販売会社は、原債権の満足により登録名義の移転に応じることと利益状態を維持することができよう。

以上からすると、販売会社に原債権と登録が残っているので、信販会社は劣後する可能性がある。もともと、この点は本来的には信販会社と販売会社の契約関係で内部的に規律されるべき部分であり、これに反して販売会社が逸脱した行動を取った場合、信販会社が損失を被ることは適切な制度設計と考えることができる。他の制度と他の債権者との関係からすると、むしろ、原債権を移転しない状態で信販会社が登録名義まで得てしまうことの方が抜駆け的な合意なのである。

おわりに

旧約款に基づき分析をした結果、実質を「債権者が異なる債権群を被担保債権として一つの物を共通担保物とする合意」と解した場合、債権者と担保保持者の相違（ズレ）が問題となり、この問題を債権③④を被担保債権として回避したとしても、債権①で回収できない債権及び債権④の存在が足枷であることが明らかになった。形式面から法定代位（制度）と整合的に解するならば、各債権ごとに有効性が判断され、形式を基準に検討した場合も債権④及び代位制度で確保されるに不適合な債権部分については否定されることが明らかになった。代位構成においても、被担保債権の債権者と担保保持者の相違及び担保保持者と名義人の相違は生じるが、代位の効果の保全・504条に関する特約として整合的に解することができる。これにより、平成22年判決の事案を代位構成で判断することは十分可能であろう。

また、立替方式と保証方式は契約時に買主が任意に選択するものであり、偶然によって法的対応が異なるのは適切ではない。保証形式では信販会社の担保取得が先行し被担保債権が存在していないタイムラグが生じるものの、この点は代位の効果の保全及び504条の特約と解することで理論的な基礎を与えることが可能である¹³⁾。

新約款においては、保証方式では、保証委託契約の部分で民法の規定に基づき代位することを確認する条項が設けられ、共通条項では旧約款の1条に相当する規定は存在せず、代位した原債権の回収のために自動車を引き渡すという条項に改められている。したがって、新約款では本稿で旧約款につき論じたように「債権者が異なる債権群を被担保債権として一つの物を共通担保物とする合意」と解することは相当に困難である。拙稿及び本稿の目的は、独自の担保契約又は移転合意と解するのは相当に困難が伴い、問題があるにせよ未だ法定代位構成の方がましなことを示す

ことにある。

銀行による協調融資のために担保権信託が用意された。どのような取引に対してどのような制度を提供するかは、法政策的な問題である。わが国を代表する産業である自動車の販売においては、自動車抵当が用意されたが、周知のとおり実務では機能していない⁽¹⁴⁾。平成22年判決の結果だと、回収不能債権相当は、結局は誠実に支払を行う他の買主に利息として転嫁されることになる。不払を起した買主が免責された上で結果として自動車の所有権帰属が認められ、買主の他の債権者が自動車を責任財産として扱うことは、全くもって妥当な結論とは思われない。国が保証した法制度を前提とする実務の健全な努力は、法制度に適合する限り認められるべきである。先取特権や平時の所有権留保との平仄からも結論としては原債権の回収は最低限認められなければ、後から梯子を外されたとの印象を実務に抱かせてしまいかねない。しかし、これは誰の本意でもあるまい。

(1) 東京高判平成30年1月18日TKC25549515は、旧約款の保証方式の事案において、「三者契約上、本件自動車の所有権が、本件三者契約の効力発生と同時に本件販売会社から控訴人に移転する旨が明記されているのであるから、これを将来的に控訴人（信販会社）が本件販売会社に保証債務の履行をしたときに留保所有権が移転することを示したものと解するのは困難というほかない。そして、本件三者契約の効力発生と同時に本件自動車の所有権が本件販売会社から控訴人に移転しており、控訴人において留保所有権を取得済みということになるのであるから、その後控訴人が本件販売会社に対する保証債務の履行を行ったとしても、法定代位により移転すべき所有権は観念し難い」と判示している。なお、裁判では、本稿で検討する代位の保全及び504条の特約という主張は行われていない。

(2) 一例として、座談会「5つの重要倒産判例で考えるその射程と今後の金融実務」金法2087号25頁。なお、平成22年判決後に改訂された新約款では立替方式と保証方式は同じ内容となっている点は拙稿を参照頂きたい。また、一連の経緯と問題の理解として、伊藤和規「別除権行使が否定された場合の倒産手続での所有権留保自動車の処遇―最一小判平22・6・4以後に残された課題―」金法

2055号36頁が重要である。

(3) 最終的に自動車の引揚行為を販売会社が行うのであれば、販売会社が登録を有することは実際には重要な意味を持つ。

(4) もっとも、債権②は債権①の従たる債権として位置づけることができ、債権③は債権①の枠内でのみ効果が認められるのであれば、検討すべきは債権①と債権④に収斂する。なお、本稿の独自スキームは、拙稿における第三者債権被担保構成、担保権設定権限付与構成が相当する。

(5) 先取特権については本稿では割愛する。先取特権と所有権留保の関係については、拙稿「動産売買先取特権と所有権留保の関係に關する理論的考察」広島法学41卷2号1頁。

(6) なお、立替払方式では、名義を販売会社に意図的に残す合意が代位制度と反するかという問題になる。代位制度で要求される付記登記の意味から考えると、501条が改正されたように、担保実行に必要な手続ということであれば否定する必要はないのではないかと。

(7) 特に特定物で問題となる。なお、種類物については、最判平30年12月7日最高裁ホームページがあり、今後の評価が待たれている。

(8) 仮に、理論的な点を全て肯定的に捉えるとしても、当事者による権利義務の設定につき法定代位が結果保証として位置づけられているのであれば、法定代位以上の結果については認められなくても妥当であろう。

なお、他にも幾つかの疑問がある。まず、担保設定者は誰なのか。設定者は通常は債務者又は物上保証人である。しかし、この三者関係で合意される内容は、端的には販売会社から買主への所有権移転の間に信販会社を割込ませる合意である。三者契約を文言に準拠して考えると、販売会社の担保としての地位・利益・権利を譲り受けることを買主が了承すると解するのが素直である。しかし、債権譲渡や契約譲渡の形式は採られていない。他の制度・他の債権者との関係からこれを問題視するのであれば、契約文言を離れて買主に所有権が移転した上での担保設定と解するしかあるまい。

次に、信販会社と販売会社の間で合意される担保移転に関する物権的合意の原因関係である。物権的合意の本身は同一の物を共通担保とする債権者間の合意となり、法制度としては抵当権の譲渡が相当する。しかし、その物権的合意の原因関係については、判然としない。確かに、いわば共通の利害関係に入る合意や債権回収の委託という関係が発点ではある。しかし、それは基礎たる関係であり、特定の財産を譲渡すること自体の直接原因とはいえないのではないかと。

(9) 代位制度をどのように解するかについては周知のとおり様々な説が展開され、いわゆる「継ぎ木説」は判例・通説ではない。仮に、代位制度は、付従性を不要又は緩和し担保のみを移転させることが本質的であるならば、合意による担保移転は、当に代位制度の確

認を合意しただけである。

(10) 担保保存義務については、辻博明教授による一連の研究が重要である。504条については制度趣旨や適用範囲につき議論があつたが、本稿との関係では保証人は間違いなく保護対象である。

(11) 買主が信販会社の他に個人保証人も用意した場合は、その個人保証人との関係が問題となる。この場合において信販会社より先に個人保証人が保証債務を履行したときは、部修代がない限り、個人保証人が代位により所有権を取得することができる。先に信販会社が保証債務を履行すると、初めに信販会社による代位が起り、個人保証人が信販会社に保証債務を履行した場合に再度の代位が起る。個人保証人からすると信販会社の有無に関わらず、自らの保証債務履行によつて代位が確保されており、同じ状態である。

(12) 譲渡担保については、譲渡担保権者により目的物が処分され第三者が取得したときは、前々主の関係で對抗問題とならないと解されている。設定者所有物を前提とする譲渡担保と違いが生じる点である。もつとも、買主にとつては新車は種類物であるから、二重譲渡ではない。

(13) 問題意識は同様であるが、田高寛貴「自動車割賦販売における留保所有権に基づく信販会社の別除権行使―最小判平29・12・7の持つ意味―」金法2085号24頁は、本稿と反対に「当初移転の合意については、字義どおりに解するのではなく、契約の趣旨からして当然に、信販会社の弁済時に留保所有権が移転することを明らかにしたもの」との解釈を主張される。

(14) 自動車抵当については、拙稿「自動車販売における契約形態と自動車抵当・所有権留保の比較・分析―動産抵当（動産譲渡登記）制度はどの様な場合に利用され得るのか」熊本法学110巻1頁において検討した。一言でいうと、動産には占有権原のない抵当制度は不向きである。